

# 規 則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則をここに公布する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第79号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県地球温暖化対策条例(平成21年鳥取県条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)で使用する用語の例による。

(対策計画の変更)

第3条 条例第5条第4項の規則で定める変更は、同条第2項第1号に掲げる県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標に係るものとする。

(特定事業者)

第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)における燃料(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第2条第2項に規定する燃料をいう。)並びに他人から供給された熱(省エネ法第2条第1項に規定する熱をいう。)及び他人から供給された電気(省エネ法第2条第1項に規定する電気をいう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が前年度において1,500キロリットル以上である事業者
- (2) 省エネ法第19条第1項に規定する連鎖化事業を行う者のうち、当該者が県内に設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における原油換算エネルギー使用量が前年度において1,500キロリットル以上である事業者
- (3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者
  - ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)の数が200台以上であること。
  - イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の数が200台以上であること。
  - ウ 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が350台以上であること。

(取組計画)

第5条 条例第8条第1項の規定による取組計画の作成は、取組計画を提出する日の属する年度の初日から当該年度の翌々年度の末日まで(以下「計画期間」という。)を対象とし、事業者取組計画書(様式第1号)に温室効果ガス排出量内訳書(様式第2号)を添付して行うものとする。

2 条例第8条第1項の規定による取組計画の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

第6条 条例第8条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条の取組
- (2) 地球温暖化対策に資する社会貢献活動

(取組計画の変更)

第7条 条例第8条第4項(条例第9条第3項で準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場等の新たな設置及び廃止に係る変更
- (2) 条例第8条第2項第1号に規定する当該事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標に係る変更  
(前号の規定に該当するものを除く。)

2 条例第8条第4項の規定による変更の届出は、変更後速やかに当該変更の内容を反映させて内容を修正した第5条第1項に規定する書類を提出して行うものとする。

(達成状況の報告)

第8条 条例第8条第5項(条例第9条第3項で準用する場合を含む。)の規定による報告は、事業者達成状況報告書(様式第3号)により、計画期間内の各年度について、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

(寄与的取組)

第9条 条例第10条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの利用
- (2) 森林保全
- (3) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化

2 条例第10条の規則で定める取組は、次の表の左欄に掲げる取組とし、同条の規定により自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる量は、同表の左欄に掲げる取組に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算定方法により算定した量とする。

(1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。)第2条第4項に定める係数を乗じて算定した量 イ 再生可能エネルギーの利用により供給された熱については、当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の1ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として省令第2条第6項に定める係数を乗じて算定した量
(2) 再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの(知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。)の購入	認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量
(3) 森林保全による二酸化炭素吸収量を表すもの(知事が別に定める認証制度による認証を受けたも	認証された二酸化炭素吸収量

のに限る。)の購入	
(4) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの(知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。)の購入	認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量

(駐停車中のエンジン停止の適用除外)

第10条 条例第13条第1項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)その他法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、自動車等を一時停止する場合
- (2) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条に規定する自動車として使用する場合
- (3) 警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務遂行のために自動車等を使用する場合
- (4) 災害救助、医療活動その他県民の生命又は身体を保護するために自動車等を使用する場合
- (5) 駐停車時エンジン停止(自動車等が駐車し、又は停車している間に当該自動車等のエンジンを停止することをいう。以下同じ。)を実施することにより、自動車等の客室内の温度が著しく高温又は低温になり、乗員、乗客又は同乗者の健康又は安全に危害を及ぼすおそれがある場合
- (6) 乗合自動車停車所、停車帯又はこれらに類する施設がない場所で、乗客又は同乗者が乗降するために自動車等を停車する場合
- (7) 土木工事として行われる作業、貨物の冷蔵その他走行以外の用途を有する自動車等において、駐車又は停車の間に当該自動車等のエンジンを当該用途の動力として使用する場合(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うために使用する場合を除く。)
- (8) 駐停車時エンジン停止を実施する時間が短時間(ディーゼルエンジンの場合にあつてはおおむね30秒以下、その他のエンジンの場合にあつてはおおむね10秒以下をいう。)となる場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、駐停車時エンジン停止を実施しないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐停車時エンジン停止推進事業者)

第11条 条例第14条第1項の規定による駐停車時エンジン停止推進事業者(以下「推進事業者」という。)の認証は、次の各号のいずれかに該当する法人等の中から知事が行うものとする。

- (1) 県内において事業活動を行う法人
  - (2) 県内において事業活動を行う個人
  - (3) 県内において事業活動を行う団体(第1号に掲げる法人を除く。)
- 2 条例第14条第1項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書(様式第4号)に知事が別に定める実施計画書を添付して行うものとする。
  - 3 知事は、条例第14条第1項の規定により推進事業者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に、認証証明書を交付するものとする。
  - 4 推進事業者の認証を受けた者(以下この条において「認証事業者」という。)は、第2項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更の内容を記載した書面に前項の認証証明書の写しを添付し、知事に提出するものとする。
  - 5 認証事業者は、毎年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに知事が別に定める実績報告書を知事に提出するものとする。
  - 6 知事は、前項の実績報告書が提出されないとき、又は取組状況が十分でないときと認めるときは、認証事業者に必要な助言又は指導を行うものとする。
  - 7 知事は、前項の指導に従わない認証事業者について、推進事業者の認証を取り消すことができる。
  - 8 知事は、前項の取消しを行う場合は、理由を付して認証事業者にその旨を通知するものとする。

- 9 推進事業者の認証が取り消された者は、速やかに第3項の認証証明書を知事に返納しなければならない。
- 10 認証事業者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に第3項の認証証明書を添付して、知事に届け出るものとする。

( 駐停車時エンジン停止推進者 )

第12条 条例第14条第2項の規定による駐停車時エンジン停止推進者(以下この条において「推進者」という。)の認証は、次のいずれかに該当する個人等の中から知事が行うものとする。

- (1) 県内において自動車等の運転を行う個人
- (2) 県内において自動車等の運転を行う個人により構成される団体(前条第1項第1号の法人を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の個人又は第3号の団体で推進事業者の認証を受けたものは、推進者の認証を受けることができない。
- 3 条例第14条第2項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進者認証申請書(様式第5号)により行うものとする。
- 4 知事は、条例第14条第2項の規定により推進者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に認証証明書を交付するものとする。
- 5 推進者の認証を受けた者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に前項の認証証明書を添付して知事に届け出るものとする。

( 自動車販売時の説明 )

第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種別及び省エネ法第80条第1号に規定するエネルギー消費効率とする。

( 電気機器等 )

第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものという。)
- (2) テレビジョン受信機(省エネ法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。)
- (3) 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。)
- (4) 電気便座(省エネ法施行令第21条第16号に規定する電気便座をいう。)
- (5) ジャー炊飯器(省エネ法施行令第21条第19号に規定するジャー炊飯器をいう。)
- (6) 照明器具(照明用途の発光ダイオードを主光源とする照明器具をいう。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

( 省エネルギー性能情報に関する表示 )

第15条 条例第18条の規則で定める省エネルギー性能に関する表示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 前条第1号から第5号までに掲げる電気機器等については、省エネ法第86条の規定を実施するために経済産業省が別に定めた表示方法
- (2) 前条第6号に掲げる照明器具については、知事が別に定める方法により算定した年間消費電力量又は1年間使用した場合の目安となる電気料金(以下この号において「年間消費電力量等」という。)を、照明用途の発光ダイオード以外の光源を主光源とする照明器具の年間消費電力量等と対比したもの
- (3) 前条第7号に掲げる電気機器等については、知事が別に定めるもの

( 建築物の規模 )

第16条 条例第19条第1項の規則で定める規模は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上とする。

( 環境配慮計画書等 )

第17条 条例第19条第1項の規定による環境配慮計画の作成は、建築物環境配慮計画書(様式第6号)により行うものとする。

- 2 建築物環境配慮計画の提出は、当該建築物の新築等に係る工事着手予定日の21日前までに行うものとする。
  - 3 条例第19条第2項第4号の規則で定める事項は、知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる当該建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価結果とする。
  - 4 条例第19条第4項（条例第20条第3項で準用する場合を含む。次項及び第6項において同じ。）の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。
    - (1) 建築物の床面積が増加するもの
    - (2) 前項に定める評価結果が、変更前と同等以上とならないもの
  - 5 条例第19条第4項の規定による変更の届出は、建築物環境配慮計画変更届出書（様式第7号）により、当該変更に係る工事に着手しようとする前に行うものとする。
  - 6 条例第19条第4項の規定による完了の報告は、建築物工事完了報告書（様式第8号）により、当該工事の完了後速やかに行うものとする。
- （その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条まで、第16条及び第17条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則の廃止）

- 2 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第6号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度を初年度とする計画期間の取組計画の提出は、平成22年11月末日までに行うものとする。

様式第1号（第5条、第7条関係）

#### 事業者取組計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

住所（主たる事業所の所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	

主たる業種					
該当する事業者要件	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 特定事業者以外の事業者				
計画期間	年 月 ~ 年 月				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	増減率	
	排出量（1）	t	t	%	
	目標設定の考え方				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
	原単位の目標設定の考え方				
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）			
		実数値		二酸化炭素換算の削減量	
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	（売電量）	kWh	t	
		（熱供給量）	GJ	t	
	再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	（購入量）		t	
	森林保全による二酸化炭素吸収量を表すものの購入	-	-	t	
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	（購入量）		t	
削減量等合計（2）				t	
差引排出量（1）-（2）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	t	t	%		
推進体制					

年度ごとの 具体的な取 組及び措置 計画	年度	設備、対象、工程等	内容
地球温暖化 対策に資す る社会貢献 活動			
特記事項			

注1 該当する には、レ印を記入してください。

- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 「主たる業種」には、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用などを記入してください。

様式第2号（第5条、第7条関係）

#### 温室効果ガス排出量内訳書

事業者名					
工場等の主たる 用途	工場 教育施設 廃棄物処理	事務所 文化施設 その他（	商業施設 運輸	医療施設 通信施設	宿泊施設 上下水道
提出書類の区分		年度			
事業者取組計画書		基準年度（実績）	（	年度）	
事業者達成状況報告書		目標年度（計画）	（	年度）	
		報告年度（実績）	（	年度）	
温室効果ガス排出量					
燃料	エネルギー種別	単位	実数値	原油換算数量（キロリットル）	二酸化炭素換算数量（トン）
	揮発油（ガソリン）	キロリットル			
	灯油	キロリットル			
	軽油	キロリットル			
	A重油	キロリットル			
	液化石油ガス（LPG）	（			
	液化天然ガス（LNG）	（			

	都市ガス（CNGを含む。）	千立方メートル			
	産業用蒸気	ギガジュール			
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール			
	上記以外のエネルギー	( )	( )		
		( )	( )		
		( )	( )		
	小計	-	-		
	蒸気、温水、冷水の供給元				
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千キロワット時		
		夜間買電	千キロワット時		
	その他	上記以外の買電	( )		
		自家発電	( )		
	小計	-	-		
合計	-	-			

車 両	年度末使用車両数	台	トラック	バス	タクシー

注1 該当する には、レ印を記入してください。

- 2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定する原油の数量への換算の方法により算定した量をいいます。
- 3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 4 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
- 5 燃料、蒸気、温水、冷水、電気等を販売している場合は、それに該当する数量を差し引いた実数値を記入してください。
- 6 産業用蒸気とは、熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。
- 7 一般電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。
- 8 自家発電分は、実数値のみを記入してください。
- 9 複数の工場等がある場合には、工場ごとに作成した本内訳書又は工場等ごとの燃料、電気及び車両の実数値を記載した書面を添付してください。

様式第3号（第8条関係）

事業者達成状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

印



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項(第9条第3項)の規定により次のとおり提出します。

住所(主たる事業所の所在地)							
氏名(名称及び代表者の氏名)							
主たる業種							
該当する事業者要件	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 特定事業者以外の事業者						
計画期間	年 月 ~ 年 月						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) ( )年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) ( )年度 (二酸化炭素換算)	増減率	報告年度(実績) ( )年度 (二酸化炭素換算)	増減率	
	排出量(1)	t	t	%	t	%	
	実績に対する自己評価						
原単位当たりの温室効果ガスの排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率	報告年度(実績)	増減率
		二酸化炭素換算			%		%
		二酸化炭素換算			%		%
		二酸化炭素換算			%		%
	実績に対する自己評価						
寄与的取組	取組区分	目標年度(計画)			報告年度(実績)		
		実数値	二酸化炭素換算の削減量	実数値	二酸化炭素換算の削減量		
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	(売電量)	kWh	t	(売電量)	kWh	t
		(熱供給量)	GJ	t	(熱供給量)	GJ	t
再生可能エネルギーの利用による二酸化	(購入量)		t	(購入量)		t	

	炭素の排出削減の量等を表すものの購入						
	森林保全による二酸化炭素吸収量を表すものの購入	-	-	t	-	-	t
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)		t	(購入量)		t
	削減量等合計(2)			t			t
差引排出量(1)-(2)		基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	報告年度(実績)	増減率(実績)	
		t	t	%	t	%	
推進体制							
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	内容				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注1 該当する には、レ印を記入してください。

- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本報告書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 「主たる業種」には、統計法第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用などを記入してください。

様式第4号(第11条関係)

駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号  
住所  
氏名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

駐停車時エンジン停止推進事業者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業者名等

認証を受ける事業者名	
所在地	
事業活動又はサービスの内容	

2 推進宣言

地球温暖化の防止に資するため、駐停車時において自動車のエンジンを停止する「アイドリングストップ運動」を推進します。また、継続的な改善を図り、この取組をより効果的なものとしていきます。

注 別に定める実施計画書を併せて提出すること。

様式第5号(第12条関係)

駐停車時エンジン停止推進者認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号  
住所  
氏名 印  
電話番号

私は、鳥取県地球温暖化対策条例第13条及び第14条の規定を遵守し、駐停車時エンジン停止を実行することをここに宣言します。

については、駐停車時エンジン停止推進者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第2項の規定により申請します。

様式第6号（第17条関係）

建築物環境配慮計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所  
氏名 印  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項（第20条第1項）の規定により次のとおり提出します。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 （ ）建築士（ ）登録第 号 氏名 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書 作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 工事種別 新築 増築 改築 (2) 床面積 届出部分（ ）㎡ (3) 用途区分 事務所 学校 物販店 飲食店 集会所 病院 ホテル 集合住宅 工場 その他 (4) 構造 (5) 高さ及び階数 （ ）m 地上（ ）階、地下（ ）階 (6) 工事着手予定年月日 年 月 日 (7) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う	

措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 備考	

注1 届出は建築物ごとに行ってください。

2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

3 6の欄の(1)の工事種別及び(3)の用途区分は、該当する にレ印を記入してください。

4 6の欄の(2)の床面積は、届出面積を記入してください。

5 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。

6 本計画書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第7号(第17条関係)

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者(建築主) 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第3項)の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書 作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 床面積 届出部分 ( ) m <sup>2</sup> (2) 高さ及び階数 ( ) m 地上 ( ) 階、地下 ( ) 階 (3) 工事着手年月日 年 月 日 (4) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 建築物環境配慮計画書 受付番号	第 号
10 変更概要	
11 備考	

注1 届出は建築物ごとに行ってください。

2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

3 1～6欄について、変更があった事項についてのみ記入してください。

4 6の欄の(1)の床面積は、変更後の面積を記入してください。

5 6の欄の(2)の高さ及び階数は、変更後の高さ又は階数を記入してください。

6 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。

7 本届出書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第8号(第17条関係)

建築物工事完了報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者(建築主) 住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第3項)の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書	氏名

作成者	
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物環境配慮計画書 受付番号	第 号
7 建築物環境配慮計画変 更届出書受付番号	第 号
8 工事完了年月日	年 月 日
9 建築物における温室効 果ガスの排出の抑制等 のため建築物について行 う措置	
10 鳥取県建築物環境総合 性能評価システムによる 評価結果	
11 建築物環境配慮計画又 は変更届出書に係る変更 事項	有 無 変更概要
12 備考	

注1 届出は建築物ごとに行ってください。

2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

3 9の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。

4 11の欄は、完了報告書提出時に、該当する にレ印を記入し、変更概要を記入してください。

5 本報告書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	



<p>(7) 鳥取県建築物環境総合性能 評価システムによる評価結果に 係る書類一式</p>	<p>建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び 確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面 積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年 月(予定)、環境効率、環境品質における評 価結果及び環境負荷の低減における評価結 果、重点項目への取組における評価結果</p>
---	--